

担当

事前確認の実施日：2021年 月 日

事業所名：_____

事業所コード：_____

事業形態： 法人 個人事業主（事業所得） 個人事業主（主たる収入が雑収入・給与所得）

申請希望者の情報：

・申請ID：_____（ローマ字“C”で始まる10桁の数字）

・電話番号：_____

【法人の場合】

【個人事業者の場合】

・法人番号：_____

・氏名：_____

・法人名：_____

・生年月日：_____

※西暦でお願いします

事前確認での質問リスト

ホームページに記載の詳細も参考に、**給付対象等を正しくご理解**ください。

※登録確認機関は、下記の他にも質問する場合があります。

Check !

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか。
- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではないことを認識していますか。
- 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識していますか。

【裏面もご確認ください】

- 「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識していますか。
- 今後、事業を継続する意思をもっていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識していますか。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署しましたか。
- 一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識していますか。
- 月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識していますか。

お問合せ

電話 0120-211-240

(IP 電話 03-6629-0479)

※受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ

月次支援金

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>